

第7回日本赤十字看護学会学術集会

会長講演

赤十字看護基礎教育の課題

Issues of Red Cross Nursing Basic Education

会長 今泉 正子 IMAIZUMI Masako (日本赤十字秋田短期大学)
司会 濱田 悦子 HAMADA Etsuko (日本赤十字看護大学)



今泉 正子
IMAIZUMI Masako



濱田 悦子
HAMADA Etsuko

キーワード：赤十字看護基礎教育、赤十字基本原則、国際人道法

Key Words：The Red Cross Nursing Basic Education, The Fundamental Principles of the International Red Cross and Red Crescent Movement, The International Humanitarian Law

I. 赤十字看護師養成の歴史的概観

日本赤十字社は、明治10年創立者の佐野常民が「敵人の傷者といえども救い得べき者はこれを収むべし」として博愛社をスタートさせ、明治19年ジュネーブ条約に加入し、翌20年日本赤十字社となった。赤十字は、アンリー・デュナンが戦場で負傷した兵士は敵も味方も無く等しく人間として救護されるべきとした趣旨に基づき、日本も「戦時において患者を救護する」使命をもって発足しており、当時から看護教育に力を注いでいる。

日本の赤十字看護師養成は、明治22年「卒業後戦時ニ於テ患者ヲ看護セシムルニアリ」の趣旨をもって修業年限1ヵ年半の教育期間、2ヵ年の実務期間として看護師養成規則を定め、翌23年4月スタートした。教育はすべて医師によって行われた。「教育者となる医師の訓練に力を注いだため」、明治20年の日本赤十字社になってから3年経過してのスタートである。1回生は志願者25名から身体強壯、性質温厚、履歴品行よしの条件のもと、中流以上の家庭より選抜した。また、翌24年には全寮制がスタートした。明治26年9月に日本赤十字社は養成規則の一部改正を行い、養成の目的に「自然災害における傷病者の看護」

も加え、戦時・平時の2つの活動が並行するようになった。

明治27年日清戦役勤務と称し、陸軍大臣から命じられ、報国恤兵のもと、本社勤務看護師の陸軍病院勤務要請に応じている。この活躍で成果をあげたことから、その後支部看護師養成が各地で開始され、修業年限も3ヵ年半、大正6年には本部支部とも3ヵ年に变化した。

佐野社長は、明治31年に述べた20項目の看護師訓戒のなかで精神教育の指針を述べている（図1）。

この報国恤兵（国家のため）という考え方は、戦時中は博愛主義という名の下に陰で大きく台頭し、赤十字看護師養成の中に精神統制されるまでに至ったのではないだろうか。そのことが、赤十字救護看護師＝従軍看護師などと呼称されたのではないだろうか。

第2次世界大戦では赤十字看護師は招集命令を受けて従軍したが、国自体がジュネーブ条約を遵守することが希薄であったため、赤十字看護師はその中で赤十字本来の目的である「国境を越えての傷病者の救護」などより、国益中心のなかに巻き込まれていき、赤十字精神もゆがめられてしまったと思われる。しかし赤十字看護師の戦時中の救護活動では、日清・日露・第1次・第2次の大戦において自国の軍人のみならず対戦国軍人の救助をはじめ、捕虜・抑留者の救護活動、また文民への救護活動などが行われたことも事実であり、見逃してはいけない。

ほんの一例として東北を例に述べるが、日露戦争時、黒溝台会戦の激戦地で青森県出身の三上軍医と赤十字看護師が、毛布と三角巾で作った手製の赤十字旗を掲げ、日本人74名とロシア人1名の負傷兵を救護した記録がある。まさに赤十字の保護の標章として機能したものである。

日本赤十字誕生のときの社則としてもっていた「敵人ノ傷者ト雖モ救ヒ得ベキ者ハ之ヲ収ムベシ」とし、博愛社を結成したときから脈々と流れる博愛主義と言うか「博く人類に対する積極的愛情」は、救護活動に生かされていたのだと思う。従軍に参加した先輩看護師の思いも、国家に対する忠誠もあったかもしれないが、博愛主義の現われとして表現されたものと推測される。

アメリカ看護協会設立者の一人であるラビニア・ドック女史は、「最も完全な標準に従って赤十字の看護師を十分に教育した唯一の国。それが日本」と述べ、日本赤十字社の看護師養成を賞賛していることから伺える。

このように、日本赤十字社の誕生から第2次世界大戦までの長期間の戦争体験のなかで、救護員としての看護師養成は、国益という関わりが重要視されながら、なお赤十字本来の博愛・奉仕などを根底として、そのときの社会状況に応じてはっきり方針を打ち出し、先輩諸氏のなかに大きく精神教育として残されたのではないかと思う。

Ⅱ. 赤十字看護師養成の法的根拠

昭和27年日本赤十字社法が制定され、その第1条の目的に、赤十字に関する諸条約および国際会議において決議された諸原則の精神に則り、赤十字の理想とする人道的任務を達成するとある。また、社法第28条、第29条には救護員の確保・救護員の養成を社業の1つとしてあげている。社法は議員立法として制定されたが、過去の歴史的事実の反省に立って、赤十字の国際性・自主性の尊重が強調され、社法の2条・3条に盛り込まれたと聞いている。

すなわち赤十字に関する諸条約とは、1949年の4つのジュネーブ条約を中心としたジュネーブ諸条約であり、国際会議で決議された諸原則の精神とは、ピクテの赤十字諸原則や第20回赤十字国際会議で採択された赤十字基本原則、通称7原則と言っているものが中心である。ジュネーブ諸条約は現在は国際人道法とも言っている。

佐野社長の看護師訓戒（抜粋 明治31年）

- ・ 国家ニ対シテハ義務ニシテ義勇奉公ナリ
 - ・ 陸海軍病院ニ勤務スルトキハ服従ノ法、敬礼ノ道ヲ厳守セヨ
 - ・ 陸海軍ノ予備兵ノゴトク有事ノ日ニハ直ニ召集ニ応ズル義務ヲ有ス
 - ・ 婦人ニシテ戦時勤務ノ一部に服従スルコトヲ得ルハ名誉デアル。平素ニ覚悟アリ
 - ・ 報国恤兵ノ社旨ノモト国家ニ尽くスコト
- * 報国恤兵は国のために戦地の兵士を助けるという意味

図1

昭和30年に制定された養成規則には看護師養成の目的として、1つには本社の固有業務である災害救護業務の要員を確保すること、2つ目は、本社の医療施設の看護要員の充足を図ること、最後に公衆衛生の向上に寄与することをあげており、災害救護要員の確保と赤十字医療施設の看護要員の確保を中心として述べている。

Ⅲ. 赤十字看護基礎教育の課題に至る経過

赤十字看護師養成は、この目的を達成するための教育に力を注ぐことになるが、昭和26年の保・助・看・学校養成所指定規則の制定時からの赤十字看護師養成の方針はどうだったのだろうか。私が赤十字教育を受けた昭和34年当時は、赤十字事業として15時間あったが、「博愛」「奉仕」の精神の行動化として、病院周囲の清掃活動が主であったように記憶している。

昭和43年保・助・看・学校養成所指定規則の大改定時に、赤十字看護教育の特色である赤十字救護員として教育の充実の必要性が叫ばれ、赤十字教育科目の独立が図られた。その中には赤十字概論、赤十字原理、その他で120時間が配置された。これに伴い幹部看護師研修所（現在の研修センター）の協力により、赤十字概論や赤十字原理、災害看護の指導書の作成も行われた。

しかし昭和57年設置された第1次看護師養成制度検討会では、赤十字教育科目は「赤十字の諸原則などは与えられたものの受容となっており、十分に行動化されておらず、赤十字看護師としての積極的な奉仕の心が昔と比較して低下している」とし、4年制大学の必要性が打ちだされた。このあと昭和61年に日本赤十字看護大学が開学した。

平成元年の第2次看護師養成制度検討会では、「赤十字の諸原則や赤十字の事業などは教育方法や教育内容の充実を図る必要がある。また、基礎教育において教育しうる範囲には限界がある」と指摘された。

その後ゆとり教育の名のもと、平成2年度の改定時では、赤十字科目は赤十字概論・災害看護だけが残り、その他は専門基礎・専門科目に吸収された。科目が廃止された赤十字原理の内容には、主にピクテの赤十字諸原則・赤十字基本原則・ジュネーブ条約が入っていたが、赤十字概論に吸収されたのである。第1次検討会で指摘された積極的な奉仕の心が育っていないとした結果かもしれない。これが赤十字看護教育の弱体化に繋がったのではと感じている。

平成に入ると生活環境も変化し、国民の生活はますます多様化してきた。特に少子・高齢化や医療の高度化もあり保健・医療・福祉のマンパワーの確保が重要となった。

一方、18歳女子人口の減少・高学歴志向で専門学校志望者が減少し、資質の高い看護師が求めにくく、また看護大学の増加にあわせ、看護基礎教育は大学教育にシフトする傾向にあった。このことから、赤十字の救護員として求められる「豊かな人間性と国内外で救護活動ができる資質の高い看護師の養成」が専門学校では困難になってきた。要は、救護員の養成は、今までの専門学校中心から看護大学にシフトさせざるを得なくなったということである。そこで日本赤十字社は「看護師の資質向上は将来の重要な課題」とし、日本赤十字社看護師養成の基本的方向を打ちだした。(図2)

赤十字は今まで、看護専門学校で救護員を確保するため、職業人教育として教育を行っていたが、今後は大学が高等教育機関としての学術・学芸の教育にあわせ、救護員候補者の確保も担うということである。

そして専門学校は救護マンパワーであり、大学は質の高い看護マンパワーとして、社会貢献すると位置づけた。

これを受けて平成16年「赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会」がもたれた。また、救護員としての赤十字看護師には、「看護専門職としての知識、技術、態

日本赤十字社の看護師養成の基本的方向について

(平成10年3月看護師長通知)

- ◆看護師の資質の向上は、日本赤十字社の事業の将来の重要な課題の1つである。
- 看護師の約半数を赤十字の教育施設の卒業生で、約2割を赤十字の大学の卒業生で確保する。
- 看護専門学校は統廃合を押し進める。7ブロックに1校ずつ大学を設置する。
- 看護専門学校は職業教育、大学は高等教育機関とする。
- 看護専門学校は救護・マンパワー、大学は公教育として、質の高い看護師を社会に供給し社会貢献をはかるものとする。
- 日本赤十字学園が大学などの新設・増改築する場合の経費は、日本赤十字社も相応の負担をする。

図2

度を有するのみでなく、赤十字の理念や基本原則に則って、災害時において、人間の尊厳と生命を守り、身体的・精神的な苦痛を軽減できることが期待されているとして、「救護員としての赤十字看護師研修実施要領」が定められ（平成11年4月23日副社長通知）、救護員になるには、卒後3年間で研修を受けて赤十字看護師として登録するとなった。大学・短大の卒業生は、履修した科目や単位・時間にあわせて研修するとなっている。その結果、看護基礎教育は救護員候補者としての教育に変化し、卒後3年の研修を経てはじめて救護員としての赤十字看護師となるとなったのである。

平成16年にもたれた赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会では、赤十字看護基礎教育では、「赤十字の基本原則である、人道に基づき、看護の分野において社会の要請に応えうる、豊かな人間性と看護に関する幅広い能力を兼ね備えた看護の実践者を育成する」とし、看護基礎教育終了時には、保健医療システムの一員として、また国内外における赤十字運動の推進者となるよう、個人を尊重した看護活動ができる基礎的能力を有し、将来看護の発展に貢献できる看護実践者の育成をめざすとしている。特に大学はこれにくわえて、個性的で特色ある教育・研究への取り組みが必要であるとしている。

まとめると、1つは赤十字運動の推進者づくり、もう1つは看護の発展に貢献できる看護実践者の育成となる。

Ⅳ. 赤十字看護基礎教育の課題

前記した看護基礎教育の到達目標の課題は何か、今回は1つ目の赤十字人づくりに関して、地方で赤十字科目を担当している立場としての私見を述べる。

A. 国際人道法と赤十字基本原則の教育の充実

赤十字概論の科目について、平成17年8月全国22の看護専門学校の副校長に調査し、20校から回答があった。また看護大学・短大については平成16年度のシラバスより記載した結果が図3、図4、図5のとおりである。

専門学校、大学、短大共赤十字基本原則・国際人道法の教授時間に大きな開きがあった。また、赤十字概論担当者としての悩みについて、専門学校関係の調査であるが、赤十字運動の推進者として必要な学生自身の「赤十字精神の生活化」と、看護における基本原則の定着化をはかるための教育指導を多く挙げており、また赤十字基本原則や国際人道法などは専門知識に乏しく、教授に苦労していること、くわえて、教材不足などもあげていた。

赤十字が赤十字運動体としての価値を問うとき、国際人道法(ジュネーブ諸条約)と赤十字基本原則の理解が基本にある。基本原則は、特に臨床の看護活動で看護倫理と結びつけながら具体的に理解させる必要があると思う。また国際人道法においては、現代の世界状況のなかで学ぶ意義やジュネーブ4条約の共通3条について教授する必要があると考える。赤十字看護基礎教育では、社法の目的にあるこの2つについては、本質的なものをしっかり教授する必要があると思う。

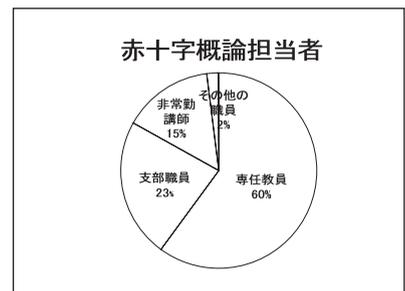


図3

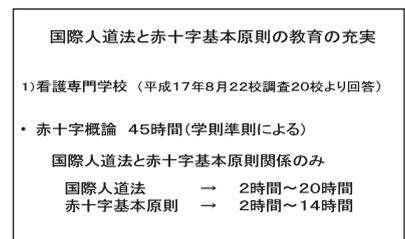


図4

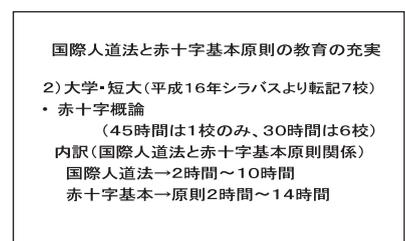


図5

B. 「赤十字と看護」についての研究・研修センター（仮称）の設置、並びに大学と関係機関の知的連携

赤十字運動の法的基盤となるのは国際人道法であり、行動の基盤となるのは赤十字基本原則である。この2つを十分に理解することが必要である。しかし前に述べたように教授時間・内容に大きな差があり、十分に教授されているとはいいがたい状況である。

以前は赤十字基本原則や国際人道法については、教員になる者が幹部看護師研修所（現在の研修センター）で教育され、それを受けた教員が担当するように本社からの指示があった。

歴史をひもといてみると、専門学校では学校内教育のみならず全寮制の中でも「人道にもとづいた行動化」が徹底された。

また研修所においては2回生から24回生まで、「赤十字と看護」について膨大な時間をかけて講義・演習が行われていた。

現在の幹部看護師研修センターは、臨床で必要な教育を優先したものになっているように感じる。現場の看護の質向上は大切であるが、赤十字教育者としての教員づくりも必須と思う。

本社には是非、国際人道法・赤十字基本原則を学問的に研究する人材を得て、その知識をわれわれに発信してほしいと思っている。

赤十字基本原則と国際人道法の指針のもとに国内外で活動していることが、赤十字の看護と一般の看護との違いと思っている。具体的には「赤十字と看護のかかわりを学問として研究する分野」を大学院に専門コースとして設置し、そこで赤十字の教育者、指導者を育成し全国に浸透させることである。そして看護大学と病院が連携し、それぞれがもっている多くの理論知と経験知を活用する必要がある。また、本社のなかには、赤十字国際委員会や国際赤十字・赤新月社連盟からの情報が翻訳されずにあるとも伺っている。このような資料の解明なども必要かと思う。また本社のなかにあってもまだ整理されていない救護に関係した多くの経験報告や資料を基に、教育に必要な教材を作成する必要もあると思っている。

C. 赤十字教育担当教員の研修

第1次看護師養成制度検討会でも、第2次看護師養成制度検討会でも、赤十字教育科目の教育内容や方法などの問題が指摘されている。

今回調査した看護専門学校は、副学校長・専任教師が主に赤十字概論を担当していた。しかしそのなかで国際人道法の教授は、外部講師や支部職員によって教授されている学校が半数近くあった。赤十字基本原則も、外部講師や支部職員が行っている学校があった。赤十字精神の推進者づくりとして必要な教育は、やはり専任の教員が看護と合わせながら教授すべきと考える。特に基本原則と看護の関係については、看護の倫理的・哲学的な方向から捉える必要があり、看護教員によるべきと考える。調査内容からは教員は試行錯誤しながら教育し、不足の部分は外部から援助を受け行っている様に伺えた。

赤十字基本原則やジュネーブ条約について、本社主催の教員研修の計画や、専門学校と大学教員の合同研修会の開催も必要である。もちろん教員は、国際人道法セミナーやその他の研修会に積極的に参加する努力も必要である。「質のよい赤十字看護師の育成」においては、専門学校も大学も同じ目標をもって進むべきである。

D. 赤十字に関する教材の充実

以前赤十字概論や赤十字原理の教授要綱を作成したことがあったが、現在は内容を訂正するところが多く、あまり活用できなくなっている。地方にいと、教材不足を切実に感じる。このことは今回の調査でも記述されていた。できるだけ多くの情報を活用するよう努力しているが、まだまだ不足している。前に述べた「赤十字と看護」研究・研修センター（仮称）で研究したものを集約し、赤十字看護教育に必要な価値ある参考文献の作成をしていけたらと思う。

E. 教員ならびに学生の海外におけるフィールドの確保

海外の救援活動を行った教員によって赤十字教育が行われることは、非常に効果的である。そこで教員が海外でフィールドをもち、学生も実地研修することは、国際的視野を広める効果が大きい。日赤看護大学や九州国際看護大学で行っていることを参考に教育施設が全体で取り組み、システム化できないかと思っている。

V. まとめ

赤十字救護員養成の必要性は、赤十字思想の誕生から一貫して変わっていない。赤十字としての存在価値は、赤十字として行動するための指針である赤十字基本原則と国際人道法を守り実践することにあると思っている。

長い戦争を体験し、その時代は国益を中心に教育されたときもあったが、人々の思考の多様化している現在、教育は本質的なものを教授し、そこから学生一人一人が価値判断する必要がある。

すなわち赤十字看護基礎教育では、赤十字基本原則と国際人道法についてしっかり学習させることが赤十字教育の根幹である。それによって看護活動だけでなく生活の中にも生かし、また、赤十字活動の推進者にもなると思っている。

文献

日本赤十字社（1973）．看護婦養成史料稿．

日本赤十字社（1932）．世界看護史．

日本赤十字社（1991）．日本赤十字社史稿 9巻．

日本赤十字社（2005）．赤十字看護大学・短大における赤十字教育に関する検討会報告書．

日本赤十字社（2004）．日本赤十字社例記類集．

